

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営湛水防除事業（小規模）高屋・八幡地区）計画を平成24年2月10日変更した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成24年2月21日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成24年2月17日

香川県知事 浜 田 恵 造